

常陸大宮市U-29 Uターン就職支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市出身等の若者のUターンを促進し、活力あるまちづくりを推進するため、県外から本市に移住した若者に対し、常陸大宮市U-29 Uターン就職支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「本市出身者」とは、満18歳までに市内に1年以上在住していた者又は市内の小学校若しくは中学校（学校再編による統合前の学校を含む。）若しくは高等学校若しくは専門学校に通算して1年以上在籍していた者をいう。

(支援金の交付対象者)

第3条 支援金の交付対象者は、第1号の要件を満たし、かつ、第2号から第4号までのいずれかの要件を満たすものとする。

- (1) 令和7年4月1日以降に県外から本市に移住し、次のいずれにも該当すること。
 - ア 移住時の年齢が満29歳以下であること。
 - イ 移住直前に1年以上県外に在住していたこと。
 - ウ 支援金の申請日において移住後1年以内であること。
 - エ 支援金の申請日から5年以上継続して本市に在住する意思を有していること。
 - オ わくわく茨城生活実現事業移住支援金の交付を受けていないこと。
 - カ 常陸大宮市暴力団排除条例（平成24年常陸大宮市条例第17号）に規定する暴力団又は暴力団員及び当該者と密接な関係を有していないこと。
 - キ 日本人である又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法（昭和26年法律第319号）に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住」者のいずれかの在留資格を有すること。
 - ク その他市長が支援金の交付対象者として不相当と認めていないこと。
- (2) 移住後の就職に関し、次のいずれにも該当すること。
 - ア 勤務先へ居住地から通勤していること。
 - イ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
 - ウ 支援金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。
 - エ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- (3) 移住後の就農に関し、次のいずれにも該当すること。
 - ア 市内に在住し、農業に従事していること。
 - イ 農地を取得又は賃借し、出荷等営農を開始していること。

- ウ 支援金の申請日から5年以上継続して営農する意思を有していること。
- (4) 移住後の起業又は事業承継に関し、次のいずれにも該当すること。
 - ア 市内に在住し、営業していること。
 - イ 本市で新たに開業していること又は本市へ新たに事業所を移転し、営業していること。(起業した場合に限る。)
 - ウ 支援金の申請日から5年以上継続して営業する意思を有していること。
 - エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する風俗営業又はこれに類する事業ではないこと。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 本市出身者 500,000円
- (2) 本市出身者以外の者 300,000円

(支援金の申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者は、常陸大宮市U-29Uターン就職支援金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 共通書類
 - 移住する直前に1年以上県外に在住していたことがわかる書類
- (2) 本市出身者に関する書類
 - 本市出身者であることがわかる書類
- (3) 就職に関する書類(第3条第2号該当)
 - ア 就業証明書(様式第2号)
 - イ 雇用保険被保険者証の写し
- (4) 就農に関する書類(第3条第3号該当)
 - ア 農地の登記簿又は賃貸借契約書の写し
 - イ 出荷等営農を開始したことがわかる書類
- (5) 起業に関する書類(第3条第4号該当)
 - ア 個人事業主である場合
 - (ア) 個人事業の開業・廃業等届出書の写し
 - (イ) 納税地変更をしたことがわかる書類(本市へ事業所を移し、営業を開始する者に限る。)
 - (ウ) 営業を開始、継続していることがわかる書類
 - (エ) 起業・事業承継証明書(様式第3号)
 - イ 法人である場合
 - (ア) 登記事項証明書の写し
 - (イ) 定款
 - (ウ) 営業を開始、継続していることがわかる書類
 - (エ) 起業・事業承継証明書(様式第3号)

(6) 事業承継に関する書類（第3条第4号該当）

ア 個人事業主である場合

- (ア) 前事業者の個人事業の開業・廃業等届出書（廃業）の写し
- (イ) 個人事業の開業・廃業等届出書（開業）の写し
- (ウ) 営業を開始，継続していることがわかる書類
- (エ) 起業・事業承継証明書（様式第3号）

イ 法人である場合

- (ア) 登記事項証明書の写し
- (イ) 定款
- (ウ) 営業を開始，継続していることがわかる書類
- (エ) 起業・事業承継証明書（様式第3号）

(7) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は，転入日より1年以内に行うものとする。

（支援金の決定）

第6条 市長は，前条の規定による申請があったときは，その内容を審査の上，支援金の交付の可否を決定し，常陸大宮市U-29Uターン就職支援金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により，当該申請をした者に通知するものとする。

（支援金の請求）

第7条 補助金の交付決定を受けた者は，支援金を請求しようとするときは，常陸大宮市U-29Uターン就職支援金請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（支援金の交付）

第8条 市長は，前条の規定により請求を受けたときは，その書類を審査の上，適当であると認めたときは，支援金を交付するものとする。

（返還請求）

第9条 市長は，支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合は，支援金の全額又は半額の返還を請求することができる。ただし，雇用企業の倒産，災害，病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合はこの限りでない。

(1) 全額返還

- ア 虚偽の申請等をした場合
- イ 支援金の申請日から3年未満に本市から転出した場合
- ウ 支援金の申請日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合

(2) 半額返還 支援金の申請日から3年以上5年以内に本市から転出した場合

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか，必要な事項は，別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。